

■田村地方夜間診療所の当番医

田村地方夜間診療所では、田村地方の医療機関が交替で診療しています。当番医については下表のとおりです。

【4月】

日	月	火	水	木	金	土
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
	まつえ整形外科	かとうの内科 クリニック	春山医院	東部台こども クリニック	石川医院	
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
	中央通りクリニック やない	白岩医院	清水医院	青山医院	南東北 滝根診療所	
26日	27日	28日	29日	30日		
	秋元医院	さいとう医院		のざわ内科 クリニック		

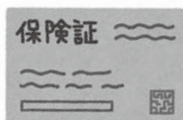
【5月】

日	月	火	水	木	金	土
					1日	2日
					西山医院	
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
				まつざき内科 胃腸科クリニック	三春病院	
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	せんざき医院	石塚医院	矢吹医院	さとう耳鼻咽喉科 クリニック	島貫整形外科	

◆診療内容：内科、小児科疾患の一次救急です。 ◆受付時間：午後7時から午後9時30分まで

●田村地方夜間診療所（田村市船引町船引字源次郎 68-2（福祉の森公園内）） ☎ 81-2233

※なお風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方、強いだるさや息苦しさがある場合は、受診する前に「帰国者・接触者相談センター」（☎0248-75-7827）にご相談ください。



国民健康保険からのお知らせ

～資格喪失後の受診による医療費の返還について～

4月は加入している健康保険の異動が多い時期です。健康保険証を使用するときは、次のことに注意してください。

社会保険などへの加入や転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなった(喪失した)後に、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただくこととなります。

これは、小野町の国民健康保険証で受診したことにより、本来受診日当日加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の自己負担分を除いた額)を小野町の国民健康保険が支払った(一時的に立て替えた)ためです。

■具体的にはどんなとき？

- 就職して社会保険や共済組合、健康保険組合などに加入したが、保険証の交付に時間がかかったため、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。
- すでに社会保険などに加入したり、転出したりしているにも関わらずその届け出が遅れ、返却前の国民健康保険証を使用してしまったとき。

■返還方法は？

- 該当となった方には「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

■療養費の申請方法は？

- 医療費を返還した後に、受診日当日加入していた健康保険に「療養費」として申請することができます。加入していた健康保険により申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する健康保険へお問い合わせください。

- 「療養費」の申請には「返還金の領収書」が必要となります。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

■その他

- 新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で必ずその旨を申し出てください。基本的には、いったん全額自己負担(10割負担)でお支払いいただくこととなりますが、医療機関の指示に従ってお支払いください。

- 新しい保険証が交付されたときは、速やかに役場に届け出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。

- ◎医療費の適正化に、ご理解・ご協力をお願いします。

●町民生活課 ☎72-6933